

平成 14・12・26 製局第 3 号
国 自 整 第 1 7 2 号
1 4 環 地 保 大 7 3 8 号
平 成 1 5 年 1 月 9 日

社団法人日本自動車整備振興会連合会会長殿

経済産業省製造産業局長
国土交通省自動車交通局長
環境省地球環境局長

「特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律（フロン改修破壊法）」の周知徹底等について

「特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律（フロン改修破壊法）」（平成 13 年法律第 64 号）の第二種特定製品（カーエアコン）関係部分が平成 14 年 10 月 1 日より施行され 3 か月余りが経過したところですが、その円滑な施行のためには制度のより一層の周知徹底が必要と認識しております。貴会におかれましては、法律施行準備段階より積極的な御対応をいただき、制度の内容及び適切な対応の必要性につき会員各社に周知いただいているところでありますが、今般、実施状況の点検を行っていただくとともに、あらためての周知徹底をしていただきますようよろしくお願い申し上げます。具体的には、特に以下の事項についての点検及び周知徹底をよろしくお願い申し上げます。

記

1. フロン類が充填されたカーエアコンを有する自動車を使用済自動車として引き取る事業者は、第二種特定製品引取業者の登録を、使用済自動車のカーエアコンからフロン類の回収を行う事業者は第二種フロン類回収業者の登録を、それぞれ事業所毎にそれらを管轄する都道府県知事又は政令指定都市の長に対し申請し登録を受けること
なお、第二種フロン類回収業者にかかる自動車分解整備事業者の登録手続きにおいては、特例に基づき、事業所の所在地を管轄する運輸支局長に申し出をすることにより、都道府県知事又は政令指定都市の長の登録を受けることが可能
2. 第二種特定製品引取業者は、使用済み自動車を引き取る際には、自動車フロン券による費用負担がなされていることの確認を行うとともに、必要な場合には費用負担の必要性につき使用済自動車の廃棄者に十分な説明を行うこと
3. 第二種特定製品引取業者は、登録をする第二種フロン類回収業者に、自動車フロン券の貼付された自動車フロン類管理書とともに使用済自動車の引渡しを行うこと
4. 第二種フロン類回収業者は、第二種特定製品引取業者から引き渡された使用済自動車からフロン類を適正に回収し、再利用する場合を除いて、自動車フロン類管理書とともに当該フロン類を自動車製造業者等（又はその委託を受けた者）への引渡しを行うこと

以上